

保発 0201 第 7 号
令和 5 年 2 月 1 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号。以下「改正政令」という。）（別添）が本日公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行される。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険の被保険者又は被扶養者が出産したときは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等に基づく保険給付として、出産育児一時金等を支給している。

今般、出産育児一時金等の支給額について、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 4 年 12 月 15 日）において、「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）等について所要の改正を行う。

第2 改正の内容

(1) 健康保険法施行令の一部改正

出産育児一時金等の支給額について、現行の 40.8 万円から 48.8 万円に引き上げたこと（※）。

（※）これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金等の支給額は、以下のとおりとなる。

現行：40.8 万円 + 加算額 1.2 万円 総額 42 万円

改正後：48.8 万円 + 加算額 1.2 万円 総額 50 万円

(2) 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の一部改正

（1）に準じた改正を行ったこと。

第3 施行期日等

(1) 施行期日

改正政令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

(2) 経過措置

施行日前の出産に係る出産育児一時金等の額については、なお従前の例によること。